

1 審議会要旨

(1) 開催日時 平成24年(2012年)5月17日(木)
午後2時30分から同4時30分まで

(2) 開催場所 宝塚市役所 3階 3-3会議室

(3) 出席委員等

本日の出席委員は、11人中10人で、次のとおり。

岩井委員、藤本委員、徳尾野委員、赤澤委員、三谷委員、柏樹委員、西野委員、波田委員、山崎委員及び高松委員である。

なお、定足数である委員の2分の1以上の出席があったので、宝塚市景観審議会規則第6条第2項の規定に基づき会議は成立した。

(4) 会議の内容

ア 土取事務局長は、宝塚市景観審議会の運営に関する規程第3条第1項の規定に基づき、本日の議題に係る会議は公開であることを確認した。

イ 議題第1号として宝塚市景観審議会規則第5条第1項の規定に基づき、会長及び副会長の選出が行われ、徳尾野委員が会長に、岩井委員が副会長に選出された。

ウ 徳尾野会長は、議事録署名委員として、1番岩井委員及び3番藤本委員を指名した。

エ 次の議題について審議を行った。

議題第2号 宝塚市景観計画の策定について (諮問)

2 会議要旨

(1) 議題第2号

市

(議題第2号説明)

(説明の開始)

議題第2号「宝塚市景観計画の策定について」を説明する。

(諮問趣旨)

議題書2-3ページ、諮問趣旨について説明する。

本市は、昭和60年に都市景観基本計画を策定(平成13年改定)し、昭和63年に都市景観条例を制定し、20年以上に渡って美しく調和のとれたまちづくりを目指して取り組んできた。

今後も独自の景観行政を継承しつつ、市民や事業者など多様な主体と共に宝塚の魅力ある景観を守り、育て、創るための施策を展開するために、景観法を積極的に活用し、より景観行政を推進するため、景観計画を策定することが必要かつ重要となるので、今般その策定について諮問するものである。

(景観計画の概要)

次に、景観計画の概要について説明する。

景観計画は、景観法第8条の規定に基づく法定計画で、景観計画の区域を定め、区域内における良好な景観形成の方針や基準を定め、法令に基づく届出を通じて、個々の建築活動に委ねるのではなく、市全体の調和の取れたまち並み形成を推進するものである。

本市は、平成24年2月13日に景観行政団体となり、3月30日に都市景観条例を景観法に基づく条例へ改正し、4月1日には当審議会を立ち上げ、景観計画を策定

するため、条例を一部施行した。

今後、景観計画の策定について継続的な審議を経て、答申を受けて決定していく考えである。

(資料1：平成24年度の景観審議会の進め方)

議題書2-4ページ、「平成24年度の景観審議会の進め方について」を説明する。

景観計画の策定は、概ね月1回の頻度で当審議会を開催し、各委員との個別協議を経ながら、9月末を目途に告示したい。限られた期間での策定となるのは、改正都市景観条例の全面施行期日までに、景観計画の周知期間を見込んで告示する必要があるためである。なお、当審議会と並行して、景観法の要件である都市計画審議会の意見も聴きながら進める必要がある。

市民意見の反映については、8月頃に1ヶ月間のパブリックコメント実施に加えて、期間中に景観フォーラムを開催して景観に関する機運を高め、市民意見の把握に努める考えである。

また、市全域の景観計画とは別に、重要な地区ごとに特定地区として計画を策定する予定である。

このように、限られた期間での策定となり、関係する手続きも多いため、議題書2-5ページに詳細なスケジュールを示した。

本日は景観形成の方針について審議をお願いしたい。

(資料2：景観計画の構成)

議題書2-6ページ、景観計画の構成について説明する。

景観計画は、市全域を景観計画の区域として定め、景観法に基づいて策定する。

本日の審議は、序章の「景観計画区域について」及び第1章の「景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針」とし、次回審議会では、第2章の「良好な景観形成のための行為の制限に関する事項」、第3章の「景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針」及び第4章の「景観重要公共施設等の整備に関する事項」としたい。

質疑応答

委員 景観計画そのものについてパブリックコメントを実施するのか。

市 市のパブリックコメント条例に基づき、市民への権利制限を与えるものについては、一ヶ月以上のパブリックコメントを実施する。景観計画は大きく分けて景観形成の方針と景観形成の基準から構成されるが、景観計画全般についてパブリックコメントの対象とする予定である。

委員 新たな地区が追加になった場合でもパブリックコメントを実施するのか。

市 地域でまちづくり活動がなされ、合意形成が図られた地区については、特定地区として市域全域の景観計画の中に乗せていくイメージである。この特定地区の手続きについては、条例で都市計画の一般的な手続きである縦覧を規定している。この

ため、特定地区を定めるためのパブリックコメントは実施しない。

一方、特定地区以外の景観計画の内容を充実する場合や、変更する場合には、パブリックコメントを実施する。

委員 審議会と審査会が併記されているが、その役割分担はどのようになっているのか。

市 現在、都市景観条例は一部施行の状態にあり、景観計画の策定については景観審議会が、民間開発事業のデザイン審査については都市景観デザイン審査会が担う。都市景観条例の全部施行後は、景観審議会に一本化される予定である。

(2) 議題第2号(つづき)

(議題第2号説明つづき)

(説明の開始)

市 (資料3：景観計画策定にあたっての都市景観デザイン審査会の意見)

議題書2-9ページ、「1. はじめに」及び「2. 検討の経緯」について説明する。
平成21年度から現在まで、市長の附属機関である都市景観デザイン審査会において、建築物等のデザイン指導に加え、景観形成のための調査、研究に関する事務として、「宝塚市都市景観条例の見直し等検討会」を12回開催し、景観条例の改正や景観計画のあり方等について検討が重ねられた。

議題書2-11ページから2-14ページは、その検討内容を景観計画に関する項目別に取りまとめ、都市景観デザイン審査会から市長へ意見書として提出されたものである。

(資料4：都市景観デザイン審査会の意見への対応)

議題書2-15ページから2-20ページまでの資料4は、都市景観デザイン審査会からの意見に対して、市の考え方を整理したものである。本日の景観計画原案の説明に関連するものを紹介する。

< (1)景観計画のありかた >

「宝塚の地形的特徴を把握し、目に写る環境の特徴を見直し、宝塚らしい景観としてあるべき姿や目指すべき目標を明確にしていくことが必要である。」との意見に対しては、自然の地形を背景とした宝塚らしい景観を整理して示し、それに対応した方針を示すこととしたい。

< (2)都市景観基本計画等との関係 >

「都市景観基本計画を基にした景観形成指導基準では、北部の西谷地域の区分けが異なっている。一方では項目として掲げ、一方では自然とした概念に包括されている。基本方針の柱として、北部の西谷地域を加えた区域分けをすべきである。」との意見に対しては、北部地域を宝塚らしさや方針の項目の1つとして整理し、独自の田園景観を保全していくことを明確に示すこととしたい。

< (3)景観形成の方針の共有 >

「「宝塚らしさ」や目標を掲げる部分に行政、事業者、住民の三者それぞれの主体と役割を明確に書き込むようにした方がよい。」との意見に対しては、景観形成

を協働の取り組みとして、それぞれの役割をできるだけ具体的に示すこととしたい。

< (4) 景観形成の方針の構成 >

「エリアを示して具体的な指針を指導するためには、明確なエリアの設定と内容の提示が必要なので、レイヤーの内容の重なりがある部分については、分割併記する必要がある。」との意見に対しては、区域を明確に示し、区域ごとの具体的な指針が他の区域と重複した場合でも、記述することとしたい。

< (5) 景観計画の区域の設定 >

「宝塚の景観にとって山や水を大事にすることは重要であり、向かい合う六甲山系と長尾山系に囲まれて中央に武庫川が流れていることが核となる。」との意見に対しては、宝塚らしさの基本となる2つの山系と、中央に挟まれた武庫川という自然地形の特性の把握が重要であることを明確に示すこととしたい。

< (6) 景観誘導の方針 >

「景観指導は、景観のあり方を示す部分、具体的な規制をする部分と協議により質の向上を図る部分の3つ合わせて対応を考えることが必要である。」との意見に対しては、景観のあり方を「方針」、具体的な規制を「基準」、協議による質の向上を「指針」として示し、3つ合わせた景観指導として記述することとしたい。

< (7) 景観形成の基準 >

(7)以降については、次回以降の審議会において紹介する。

(資料5：景観計画の原案)

現時点では全ての意見を網羅するまでには至っていないが、議題書2-21ページからの資料5に、景観計画の原案として取りまとめた。まずは市域全域に関する景観計画の策定を優先させるが、例えば公共施設整備指針について、国や県などの関係機関や市関係各課との調整を経て、内容を充実していく考えである。

(序章 宝塚市景観計画の策定について)

議題書2-21ページ、「序章 宝塚市景観計画の策定について」を説明する。

景観計画策定の目的や、その位置付け、活用方針などについて整理した。

< 1. 景観計画の策定 >

本市のこれまでの景観に関する取り組みのほか、今後の景観施策の展開について記述した。具体的には、「宝塚市においては、景観法に基づいた宝塚市都市景観条例と宝塚市景観計画を定め、宝塚らしい景観形成の方針を明確にし、規制と誘導の方策を充実、強化します。また、景観に対する市民意識を高め、市民と協働して、都市の景観や環境の保全を総合的かつ計画的に進めます。」とした。

< 2. 景観計画の位置づけ >

「第5次宝塚市総合計画」などの上位計画との関係や、宝塚市の景観に関する基本的な考え方を示した「宝塚市都市景観基本計画（平成13年改定）」との関係

を示した。今回の景観計画は、都市景観基本計画の考え方や骨格を踏まえつつ、新たに景観法に規定される項目へ再構成した。

議題書 2-22 ページに、次の 3 つに整理した景観計画の主旨を示した。

- ① これまでの市の景観行政に、「景観法」に基づいて法的に位置づけた計画
- ② 都市景観基本計画、たからづか都市計画マスタープラン、環境基本計画などとの連携を図り、運用を通じて段階的に内容を充実させ、きめ細かな景観形成へと積み重ねる計画
- ③ 新しい施策の導入により、市民の景観意識の高揚や自主的な活動の促進を図る計画

< 3. 景観計画区域 >

南部市街地の都市部の景観だけではなく、北部地域の田園・集落の景観や、自然環境の中の山並みや河川などを含めた市全域を対象として、総合的に景観形成を進めることが必要と考え、宝塚市全域を景観計画区域とした。景観法の根拠は、法第 8 条第 2 項第 1 号で、景観計画で定めるべき事項である。

< 4. 都市景観の形成 >

宝塚市における都市景観の形成とは、宝塚らしい個性的で調和のとれた都市景観を守り、育て、つくることとして記述した。

< 5. 景観の協働の取り組み >

議題書 2-23 ページに、市、市民及び事業者がそれぞれの担う役割を認識し、互いに連携し協働の取り組みによって推進していくことを記述した。

< 6. 景観法の諸制度の活用方針 >

議題書 2-24 ページに、景観計画の策定をはじめ、景観法に規定される諸制度を幅広く活用していくための方針を掲げた。

(第 1 章 宝塚らしさを感じる・・・宝塚市の都市景観について)

議題書 2-25 ページ、「宝塚らしさを感じる・・・宝塚市の都市景観について」を説明する。

第 1 章全体が景観法第 8 条第 3 項に基づく「景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針」であり、都市景観デザイン審査における協議事項との位置づけである。

従前から「宝塚らしい景観」の形成を望む意見が多くあることから、「宝塚らしさ」とは何か、その実現に向けた方針を核として整理し、市民や事業者の共通認識を高めていく考えである。

< 1. 「宝塚らしさを感じる」こと >

宝塚らしさを感じることを「自然」「都市」「文化」の 3 つに分類整理した。

< 2. 「宝塚らしさを感じる」景観 >

議題書 2-26 ページ、「宝塚らしさを感じる」景観を説明する。

「自然」、「都市」、「文化」の 3 分類を、さらに 4 つの特性を基にする景観として定義した。具体的には、「市全域の自然（地形）の特性」、「南部市街地の（地域

ごとの)都市の特性」、「北部地域の田園・集落の特性」、「市全域の(地域ごとの)文化の特性」である。北部地域についても景観形成の方針や指針を示し、基準に繋げていく考えである。

1.【山並みと清流がおりなす潤いある景観】

議題書2-26ページに、自然の環境や地形について、自然景観としての宝塚らしさを記述した。

2つの山並みや武庫川を中心とした河川をはじめ、北部地域の自然景観を含め、市域全体について記述した。

2.【自然、歴史に包まれた地域の個性が輝く景観】

議題書2-27ページに、自然や歴史を背景とした南部市街地の都市景観について記述した。山麓部住宅地、農住地区、武庫川沿い、宝塚大劇場周辺、街道や歴史のあるまちなみ、幹線道路や鉄道軸といった本市の都市の特性というべき内容を列記した。

3.【北部地域の自然や歴史に培われた落ち着いた田園景観】

2.の南部市街地の都市景観とは区別し、自然や歴史に培われた北部地域特有の景観の特性を掲げた。

4.【特有の居住文化や芸術文化が育む、ふれあいの景観】

議題書2-28ページに、市全域の文化、まちづくりについて、阪神間モダニズムや宝塚歌劇などの芸術文化、宝塚ブランドとしてのイメージ、活発なまちづくり活動や高い住民意識、北部地域における都市との交流などについて記述した。

<3.「宝塚らしさを感じる」景観形成の方針>

議題書2-29ページから2-30ページ、「宝塚らしさを感じる」景観形成の方針を説明する。

「宝塚らしさ」から繋がる景観形成の方針について、関連性を図示した上で大きく4つ掲げ、それぞれについて⑤～⑥項目の具体的な方針を示した。

1.【自然環境の保全、都市との共生・調和】として、山並みや清流など自然環境を保全し、その中央に抱かれた都市との共生、調和を図ることを掲げた。

2.【個性的で魅力あるまちなみ景観の保全・育成】として、自然特性・歴史の変遷をいかし、市民が育んできた個性的で魅力あるまちなみ景観の保全・育成を図ることを掲げた。

3.【北部地域の田園景観を保全・育成し、自然環境との調和】として、北部地域は、山並みに囲まれた田園景観を保全・育成し、自然環境との調和を図ることを掲げた。

4.【まちづくり活動の推進と芸術文化の創造・育成】として、人の活動や事業によるまちづくり活動の推進と芸術文化の交流の創造、育成することを掲げた。

< 4. 「宝塚らしさを感じる」景観形成の指針 >

景観形成の指針は、景観法に基づく景観形成の方針の一部として定め、議題書 2-3 1 ページの図のように、景観形成の方針から相関的な繋がるように、具体的に記述することとした。

また、活用しやすい指針とするため、地域ごとに整理した。

地域ごとの指針は次のように整理した。

2-3 2 ページ、「1 山並み部・河川部地域の景観形成」として、自然環境の保全を目的とした内容を記述した。

「2 山麓部・平野部地域の景観形成」として、主に南部市街地の住宅地について記述した。2-3 3 ページ、まちづくりと芸術文化については、山麓部・平野部の共通事項として整理した。

2-3 4 ページ、「3 南部市街地の特色ある地域の景観形成」として、2を除いた地域を10の地域に分け、その地域ごとの特色に応じた指針を記述した。

2-3 7 ページ、「4 北部地域の田園・集落の景観形成」として、北部地域について記述した。

各指針において重複して記述している項目がある。これは、景観形成の基準について、地域ごとに作成することを検討しているためである。

ただし、景観形成の基準を検討するためには、明確な区域分けと既存不適格の現状把握が必要となるため、特に重要な地域から優先して定め、順次景観計画を充実させていく考えである。

(当日配布資料)

本日配布した資料は、「たからづか都市計画マスタープラン -2012-」の中で、土地利用方針図として示されているものである。区域分けに当たっては、たからづか都市計画マスタープラン -2012-を参考として、基準を定めていく考えである。

質疑応答

委員 2-2 1 ページからの資料5は、序章から始まっているが、資料のタイトルとしては「宝塚市景観計画」でよいか。

市 そのとおりである。

委員 区域を区分した図が入っている方がよいと思うが、まだ検討で、指針にも追加されていくということによいか。

市 文章だけでは事業者等にも分かりにくいため検討している。本日は「たからづか都市計画マスタープラン-2012-」の土地利用方針図を配布して、概ねのエリアを示

した。最終的な景観計画では、写真や付図等を充実させる考えである。

委員

「景観形成の指針」はかなりしっかり記述されており、事業者にとっても、その場所で計画するために何を考えるべきかが分かりやすくてよい。

ただし、宝塚の中心部分捉え方が、議題書2-35ページの「5 観光・商業・レクリエーション地域」と「9 主要な河川沿い」に分かれてしまっており、もう少しはっきり記述した方がよいのではないか。例えば、「観光プロムナードを中心とする武庫川沿いの中心核づくり」として、その街ではこうしてほしいと記述した方が、中心核のイメージが明確になってよい。

「5 観光・商業・レクリエーション地域」では、宝塚ガーデンフィールズが挙げられているが、現在の状況では観光プロムナードの方が重要である。

中心市街地と河川でレイヤーを分けて記述しているため、中心市街地のまちづくりのイメージが伝わりにくい。敢えて重複させてでも観光プロムナードを記述すべきである。

今後重要となってくると思うのが、山並みに続く山麓部についてである。都市計画としては難しいとしても、景観計画でももう少し踏み込んだ記述をしてはどうか。これ以上の敷地分割をしない、新規の開発では区画を大きくするなどである。

会長

都市景観デザイン審査会では、山麓部で開発の見込みのない区域は風致地区としてはどうかとの意見もあった。

委員

既に開発がなされている部分を山麓部、背後の自然は山並み部として整理されているため、これ以上の開発を抑制する記述をどちらに入れるかは、検討の余地がある。

市

本市では山麓部の景観が大きな課題となっている。一見では市街化調整区域に見えるような自然緑地が、実は市街化区域内にあり、そこが開発されて身近な自然が失われている。このため、一定の開発は認めながらも、風致地区とすることにより、相当の緑を保全していく策も考えられる。

また、今回の「たからづか都市計画マスタープラン-2012-」では、市街化区域から市街化調整区域へ編入する逆線引きの考え方も新たに記述している。

市としては、所有者の意向を確認して、開発する意思のない土地については、逆線引きを行って自然緑地のまま保全できないかと考えている。

景観計画における山麓部は住宅地をイメージしているが、残された市街化区域内の緑の部分は山麓部であると位置づけ、その部分での開発は区画を大きく、自然緑地を残すような記述ができるかどうか、今後意見を伺っていきたい。

委員

この原案は、よい意味で質の部分にかなり言及しているが、その反面で抜けている部分があるように思う。

山麓部の景観を守ろうと思えば、通常の景観計画では都市の低地部の視点場から何処までの範囲を対象とするのかを書く。今ここに見える住宅地だけではない。この会議室から見ても、中腹には住宅がびっしりとあり、その向こうにやっと自然地が見えている。下から上までを全部見通して景観が成り立っているという考え方を景観計画に記述した方がよい。

その上で、昔はこういった緑の骨格があり、今はこれだけ虫食いで開発されて残

っている緑の範囲はここだけであるといった記述も必要である。今残っている緑については、風致地区は都市計画の範疇であるから、景観計画では景観の骨格として位置づけるのがよい。

山麓部で住宅開発を行う事業者には、下からの景観にも配慮しなさいと指導する考え方である。議題書 2-26 ページの 1. ~ 4. の個別の記述に入る前に、図を付けて宝塚らしい景観の全体的な考え方を記述した方がよいように思う。これは、その場所で見ればそれらしく見えるが、下から見るとよくない景観ができるのを防ぐためである。

委員 緑の中に溶け込んでいくグラデーションのイメージである。開発、自然ということではない。

委員 敷地の大きさは都市計画の範疇だが、例えば断面を書いて、中腹の家があっても木があって、その向こうに少し家があるぐらいの計画をしないといけないと書くなどである。そのためには、敷地が大きくないといけないということになるが。

景観の「景」は見る対象、「観」は見る側の多様性やまちづくり活動、文化などであるが、原案の端々にきっちり記述されている。

委員 2-25 ページのように、「目に見えるものだけでなく、その背後にあるものを感じる」とするから分かりにくいのではないか。逆に、文化環境を作り上げてきて、形となって目に見えるのが景観である。感じなさいというのでは、なかなか表現できない。

前半では宝塚らしさを非常に分かりやすく解説しているが、後半では尻すぼみになっているように思う。これは、感じる方が後にきているからではないか。

具体的な指針については、仕方がない面もあるが、項目に落としていくことによって小さくなってしまっている。そういう意味で、前半の内容が後段では抜けてしまっているのではないか。

事業者は前半から丁寧に読むことは少ないと思われるので、指針は重複してもよいから丁寧に記述するべきである。

委員 本日の説明で大筋は理解できたが、自分が事業者だとすると、どこをポイントにして建てればよいのか分からない。

同じことを記述するにしても、後半で細かく説明するのではなく、目標として掲げているところに付け足していく方が分かり易いのではないか。後の方になると読む気がなくなってしまう。専門家は真剣に全て読むのだろうが、少し辛いと思う。

委員 本日の原案は指針までのため、次回実際に守るべき内容が付くと、もう少し分かり易くなるのだと思う。確かに前から読むケースは少ないだろうから、自分たちが建てる地区を見つけて、そこから前へ追って読むのかという問題なので、その辺は後ろに基準が付いてから、もう一度議論してもよいのではないか。

方針から指針へ落ちていく関連性の説明が分かりにくい。方針でレイヤーの説明がありながら、指針では急に地区割りになっている。

市 事業者を指導していく上で具体的な協議をしやすいように、指針は地域ごとに分けている。このため、議題書 2-31 ページの図のように、方針から指針への繋が

りが少し複雑になっている。

委員

この景観計画は、制度設計している側の計画なので、まともに市民に分かり易いものとするのはなかなか難しい。もはや景観計画とは呼べないかもしれないが、本当は市民から見た計画を別にする必要がある。市民としては、まず自分の敷地が規制を受ける地域かどうか、景観地区なのか、特定地区なのかが重要である。

この景観計画に全てを書き尽くしておいて、いつでも宝塚らしさの原点に戻っていけるものではある。

また、宝塚らしさの文化や歴史を考えると、景観のハード部門だけで推進しようとせず、文化や教育の部局と連携して、景観という切り口で様々な啓発活動をしていくべきである。宝塚にはその財産がいくらでもある。

いいものを持っている地域の住民が、それについて語れるようにならなければ、いくらハードとして見えていても意味がない。

教育委員会などは啓発活動にも熱心だが、落ち着き先がない。落ち着き先としてハードの景観計画が位置づけて、上手くリンクできればよいと思う。

委員

もう少しシンプルで分かり易いもの、子供たちにも訴えかけるようなものがあればよいと思う。

委員

小学校の先生が、「ここは景観の何々だ」と言うようになればよいと思う。

委員

指針の末尾の表現が「努める」や「配慮する」ばかりであるが、言い切り表現の方がよいのではないか。

市

そもそも指針なので、あくまでも指導基準的なものであるためであるが、表現については今後検討したい。

委員

議題書2-18ページの2項目目で、方針、基準、指針の3段階を記述するとある。全体としてこれは守ることといえるような項目が前の方であれば、それをきちっと守った上で、それがきちっと見えるとか、それを潰さないようにとか、方針を定めて、3段階で指導していくような、それが分かるような構造にすると事業者は見易いと思う。

市

本日の審議は、序章と第1章の景観形成の方針までであるが、次回の審議では、第2章で景観計画区域内における景観形成の基準を予定している。

一つ目は、建築物の屋根、外壁の色彩の基準を考えている。ただし、市域全域におしなべて薄く制限するのか、指針の中で分けている特徴あるエリアに強弱をつけて制限するのかという課題がある。

二つ目は、緑の質の問題もあるが、緑が確保されていない住宅地や工業地、商業地などもあるため、一定量の緑の確保について、強弱をつけて基準化できないかを考えている。

三つ目は、委員からの意見にもあったように、平坦地から山側の住宅地開発を見上げると、コンクリート打ちっ放しの無機質な擁壁が見られるため、擁壁そのものの規模の制限や、自然の風味を出すことや、緑を結節するなどの基準を考えている。

四つ目は、建築物の大規模壁面の制限である。これまでの都市景観デザイン審査

でも、大規模壁面の分節化や、武庫川沿いであれば武庫川を感じられるように1階部分を一部抜くなどの意見があった。ただし、何処で線を引くのかといった部分が非常に難しいと考えている。

少なくとも、三つ目までは基準化したいと考えている。

委員 基準の質を高めていくためには、方針はどのようにあるべきかを考えるべきである。緑化であれば、既に緑視率や緑被率といったモデルがあるが、国の方と話をすると、本当のこれからの緑化施策は、いかに道路に木をはみ出させるか、である。

雲雀丘でも桜が道路の向こう側の敷地まではみ出して景観を作り出している。一方、新しくできる住宅地では、敷地の線から1枚の葉も出ないようにヒョロヒョロした木が植えられるだけである。

そこまでの独自ルールを作っていないと、緑の部分ではよい景観はできないと思う。そういう基準を作ってもらえるような方針を出していきたい。

委員 景観計画区域は市域全域であるから、薄い基準を全域にかけて、特定の地域だけ濃い基準になるのが本来の姿ということではよいか。

市 既に、一定規模以上の届出の中で、色彩については指導を行っている。

地区計画も現在37地区あり、建築物の形態意匠の中で、周辺と調和するようというルールを導入した地区では、その色彩基準で運用している。これまでの運用実績において、概ね事業者の理解が得られていると考えている。

薄い基準とは、この基準をベースに考えている。

一方、観光プロムナードなどの重点的に取り組むべき地区では、宝塚カラーなどの基準化ができればと考えている。

委員 市域全域で厳しい基準というのは難しい。

委員 議題書2-21ページ、都市景観基本計画の取り扱いはどのようにするのか。例えば、景観計画として一つまとめるのであれば、その中で位置づけられてもよいのではないか。

市 本市では、昭和60年に都市景観基本計画を策定し、それを踏まえて昭和63年に都市景観条例を制定し、都市景観基本計画を基に景観指導基準を策定して、それに基づいて指導を行ってきた。市の大きな考え方は、既に基本計画として存在しているため、今回は景観法の枠組みである景観計画の項目別に再整理を行っている。

都市景観基本計画は、平成13年に改定されたものが冊子となっており、学術的にもしっかりと記述されているが、実務では少し活用しにくい面がある。

委員 基本方針とアクションプランのような関係か。

市 そこまでははっきり言い切れないが、当然ながら都市景観基本計画の基本方針は踏まえている。

委員 総合計画やマスタープランと同じように「即する」になっているが、少し違う分野の話ではないか。

- 市 都市景観条例では、第8条に都市景観基本計画を掲げ、第9条で景観計画を掲げている。この中で、景観計画は基本計画に即して定めるものと規定している。
- 委員 条例の「即する」の文言が入っている。
- 委員 ここでは、都市景観基本計画が上位である。
- 市 都市景観基本計画の改訂は震災後の平成13年3月ではあるが、その後、時代の背景や街の開発の状況は少しずつ変わってきている。また、都市景観デザイン審査会からも、基本的には問題ないものの、乖離点も散見されるとの指摘があった。市としても時点修正の必要性を感じているが、構成なども含めて全面的に見直さなければ、学術的ではない市民にも分かりやすいものにはできないと考えている。
このため、まずは景観計画を策定した後、見直していきたいと考えている。
- 委員 まずは都市景観基本計画に則って景観計画を策定するが、長期的には都市景観基本計画を見直すと理解した。
都市景観基本計画の都市景観には北部地域が入っていなかったとの理解でよいか。都市景観基本計画にない部分も、景観計画では定めるということか。
- 市 都市景観基本計画では北部地域も記述している。一方、都市景観条例に基づいた景観形成指導基準の中では、北部地域を区分せず、市街地から見える山麓部の自然緑地と一体的なものとして捉えられている。このため、都市景観デザイン審査会から北部を一つとして掲げるべきだとの意見があった。
- 委員 景観形成の指針は、1山並み部・河川部、2山麓部・平野部、3南部市街地、4北部地域の4つに区分されているが、2と3は何が違うのか。
- 市 2の山麓部は阪急電車の外側の住宅地、2の平野部は内側の住宅地、3南部市街地は2を除いた農住地区や住工地区などである。誤解しやすい表現であるため、今後表現を改めていきたい。
- 委員 「宝塚らしさ」がもの凄く出てくる。「宝塚らしさ」とは何かの記述が議題書2-26ページだと思うが、実際に外に出て見て感じるということのは理解できるが、自然、都市、文化の3つに分類するのは乱暴ではないか。歴史とか薫りなどもある。確かに薫り高い文化が形になったものが例えば文化創造館というのは分かる。例えば、小浜では秀吉と闘って、、などの色々な歴史があり、それが宝塚らしさになっている一面もあると思う。その辺りに全く触れず、自然、都市、文化で決めてよいか。宝塚の良さはそれだけではない。
議題書2-25ページで「宝塚らしさ」に該当するのは、「宝塚大劇場」だけである。その他は阪神間であれば何処でも持っているものである。これでもかという具合に「宝塚らしさ」と書いている割には、全く「宝塚らしさ」を感じない。
- 会長 景観は、宝塚市と西宮市で境界線があるわけではなく、連続しているものである。重複、共通しているものがたくさんあるが、それを重ねていくことで宝塚と西宮の

色の違いが少し出てくる。それは自然的なものであったり、人工物であれば行政の建築指導であったりするが、宝塚市にしかないものだけで記述することはできない。

委員 ここに記述されていて、宝塚にしかないものは「宝塚大劇場」だけである。もっと他にもある。例えば温泉など。

委員 文章中には温泉利用施設も記述されているが、図（写真）には記述がない。

市 図では、例として挙げている写真に出てくるものだけを記述している。

委員 議題書 2-26 ページ以降の各構成要素に、今後小さな写真を付けていくのであれば、2-25 ページの図は削除してはどうか。

市 今後分かりやすい記述に工夫していきたい。

委員 「宝塚らしさ」の捉え方は非常に難しい。建築的に何かを表現しようとした場合に、「宝塚らしさ」を温泉とすると、住宅の計画はどのようにするのか。なかなか難しい。たまたま温泉が側にあれば、それに対して配慮できるが、「宝塚らしさ」が温泉だからといって、住宅のコンセプトを温泉とはできない。場所性を読みながら、宝塚らしさを感じながら、言わざるを得ないのではないか。

委員 どの自治体でも、あまり「らしさ」を追求すると、果てしない議論となる。

委員 どこかの街のステレオタイプを作るべきではない。宝塚を作るべきである。

委員 この 20 年以上に渡って都市景観デザインの指導をしてきているのだから、どこかの街のステレオタイプはありえない。そんなことをすれば市民が許さない。

会長 その他の意見等がないようなので、以上で本日の審議を終わる。

次回審議会では、景観形成の基準について審議を行うものとし、事務局の作業が間に合うようであれば、本日の意見を踏まえた修正案の作成をお願いしたい。